

令和 8 年第 5 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 8 年 5 月 2 7 日)

召集年月日 令和8年5月27日（水）

召集の場所 総合町民センター

開会 令和8年5月27日 午後4時00分

閉会 令和8年5月27日 午後5時00分

出席委員（11名）

1 番	谷口雅弘	2 番	森和哉	3 番	早川直助
5 番	古池洋子	8 番	山崎秀樹	9 番	松井厚雄（会長）
10 番	塩野鐘吉	11 番	松宮俊幸	12 番	吉村由美
13 番	浦松 勝己	14 番	松尾 豊		

欠席委員（3名）

4 番	吉田実	6 番	岩崎誠一	7 番	國久博一
-----	-----	-----	------	-----	------

出席事務局

次長 門野幸文 書記 抜井英弥 宮本慶子

提出議案

議案第26号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について

議案第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

次 長

皆さんご苦労様です。

開会に先立ちまして、お断りをさせていただきます。

本日、堀口事務局長につきましては、他の公務のため都合により欠席させていただきます。私、門野が事務局長の代理を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただ今から、令和8年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、
4番 吉田委員、6番 岩崎委員、7番 國久委員、の3名より欠席の連絡を受けております。また、農地利用最適化推進委員におかれましては、赤井委員・木村委員・中川委員・山口委員・板屋委員の対象地区に案件があるため、参集の通知を送付させていただきましたが、赤井委員・中川委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、4議案を予定していましたが、1議案取り下げ依頼がありましたので、3議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和8年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次 長

ありがとうございました。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。

よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて

頂きます。

[日程 1]

議 長 日程 1 会議録署名委員の指名についてであります、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは 5 番 古池委員と 11 番 松宮委員を指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程 2 議案第 26 号 地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定について を議題とします。事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長。
議案第 26 号は、町が地籍調査を行い、その成果を現況の地目で登記するにあたり、おい町長より地目変更の認定について農業委員会に同意を求められたものであります。今回の調査箇所は〇〇地籍となっております。

なお、詳細につきましては、書記に説明させていただきます。

宮本書記 はい、議長。
お手元の資料 2 ページをご覧ください。
(議案第 26 号資料説明)
今回の地目変更は、〇〇地籍です。
資料 3 ページをご覧ください。〇〇地籍では、農地から農地以外に変わるものが 146 筆 23, 091. 34 m²です。
資料 4 ページから 10 ページは対象農地の一覧となっており、一覧に附番している番号は、資料 12 ページから 35 ページの地図に載っている番号と一致しています。また、36 ページから 39 ページは航空写真の地図となっており、色がついている農地が、今回の農地から農地以外に変わる対象地でございます。

また、対象農地までの道が通行止めになっていたため、

今回は現地を直接確認することができませんでした。代替措置として、地籍調査時に撮影された写真入手しましたので、全てではありませんが、一部ピックアップしたものを皆様に追加配布させていただきました。それぞれの写真に、資料４ページから１０ページのリストの番号と地番を記載しています。こちらは全ての農地の写真ではなく、一部をピックアップしたものとなっております。

なお、町が地籍調査事業により農地を農地以外の地目に変更する場合の基準は、町と農業委員会との取り決めにより、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になっている場合に限る」としております。

議 長 ただいまの事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

山崎委員 もともと田であった地目が原野になった理由を教えてください。

次 長 地籍調査の結果を経て、原野と認定されました。原野は山林化、田、畑でもない判断された地目であり、昔は田として管理されていましたが、現在は誰も田を管理されておらず、原野となっております。

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第２６号について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 賛成全員でございますので、議案第２６号地籍調査事業実施区域における土地の地目変更認定については、原案どおり同意するものいたします。

〔日程 ３〕

議 長 日程３ 議案第２７号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について を議題といたします。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、町長より農用地利用集積等促

進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求められているものであります。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

次 長 はい、議長。

議案第27号は農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農用地利用集積等促進計画について町から意見を求められているものであります。

なお、詳細につきましては書記から説明させていただきます。

宮本書記 はい、議長。

お手元の資料40ページをご覧ください。

(議案第27号資料説明)

資料41ページをご覧ください。今回の対象農地は、〇〇・〇〇・〇〇の5筆となっており、『農地中間管理事業の推進に関する法律』に基づき、福井県農地中間管理機構を通じて貸し付けるものでございます。位置図は資料42ページ及び追加で配布させていただいた資料42-1・42-2ページとなっております。

設定の始期ですが、新規の農地は令和8年〇月〇日となっており、令和18年〇月〇日までの約10年間の設定でございます。その他は全て再設定となるものでございますが、全て〇〇氏と契約が行われていた農地でございます。〇〇氏との契約期間の残りの期間の設定となるため、終期はそれぞれ5年間から7年間の設定となっております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森 委 員 はい、議長。

こちらは21日に吉村委員と現地を確認いたしました。いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であることを確認いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告

がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第27号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案) について、「特段の意見なし」として回答することといたします。

[日程 4]

議長 日程4 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。議案の内容について、事務局から説明をお願いします。

次長 はい、議長。

議案第29号は、〇〇の〇〇〇氏の管理する農地について、同じく〇〇の〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。

なお、詳細につきましては書記から説明させていただきます。

宮本書記 はい、議長。

資料47ページをご覧ください。

(議案第29号資料説明)

資料49ページをご覧ください。申請地は、譲渡人である〇〇〇氏の管理する農地について、今後は〇である〇〇〇氏が管理する計画です。

なお、47ページに記載のある、現況が田となっている農地については、現在すでに農地バンクを通して〇〇〇〇に利用権設定がされていますが、譲受人である〇〇〇氏は組合員となっておりますので、合意解約の必要はなく、所有権移転後に契約者の変更を行うこととなります。

また、その他の農地につきましては、玉ねぎやトマト等の野菜を栽培される計画となっております。

許可基準は資料４８ページのとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、ご報告願います。

森委員　　はい、議長。
こちらも２１日に吉村委員と現地を確認いたしました。事務局説明のとおり、申請地は現在も田や畑として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員　　親が死亡した場合は、農業委員会に諮る必要はないと思うのですが、親が存命中であるにもかかわらず、子に所有権移転をする理由はなぜですか。

宮本書記　　農地法上、生前贈与は認められていないが、子が必ず営農されるかどうかを確認したうえであれば、所有権移転は可能でございます。

議長　　ご意見、ご質問がないようですので、議案第２９号について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長　　賛成全員でございますので、議案第２９号　農地法第３条第１項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、原案どおり許可するものと決定いたします。

議長　　それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 はい、議長。

次回の令和8年第6回おおい町農業委員会の開催日につきましては、日程は令和8年6月26日 金曜日、開催時間につきましては、午後4時から、場所はおおい町役場正庁ホールとさせていただきます。

また、次回の現地確認について、山崎委員、松尾委員にお願いし、日程は6月19日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それではこれで、令和8年第5回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。